

川崎市福祉センター跡地活用施設における
特別養護老人ホーム、障害者支援（入所）施設
設置運営法人募集に関する質問回答書

平成28年3月22日

川 崎 市

本質問回答書は、平成28年2月9日（火曜日）から平成28年3月15日（火曜日）までに受け付けた、川崎市福祉センター跡地活用施設における特別養護老人ホーム、障害者支援（入所）施設設置運営法人募集に関する質問への回答を、同募集要項の項目順に整理し、記載したものです。

なお、質問受付数は、以下のとおりです。

< 質問受付数 >

- ・ 質問があった法人数 4 件
- ・ 質問項目数 9 件
- ・ 質問数 15 件

法人募集要項に関する質問回答

《設置運営法人募集要項》

No.	質問項目	頁	該当箇所				質問	回答		
1	法令上の制限と建築可能範囲	19	第2章	5	(2)			地下駐車場は、市と社会福祉法人で面積按分と記載しているが、社会福祉法人が要求される駐車台数を越えた場合、どう考えておられますか？	地下駐車場は共用部分として必要台数分の面積を整備します。地下駐車場の持分の割合について市施設・機能専有部分と民間施設・機能部分により面積按分するものですので、必ずしも実際の駐車台数に必要な面積が持分の面積と同じになるものではありません。	
2	応募提出書類	24	第2章	7	(1)	③	イ	「資金の確保が確実である根拠書類（任意）」について、整備資金として自己資金を充当する場合、根拠書類として預金残高証明書を送付させていただきたいが、残高証明日を御指示願います。	応募する日の時点で、証明日が3箇月以内のものを添付してください。	
3	特別養護老人ホーム多床室補助	21	第2章	6	(2)	①	※2	別紙7	①特養の広域型の多床室についての補助金額は、多床室の割合が62～70%の場合であると、建築補助355万円＋多床室加算355万円×0.5＋多床室加算100万円計 多床室1床632.5万円という算出方法でよろしいでしょうか？ ②この加算より勘案すると、市の方針としては多床室の整備を推進していると考えてもよろしいでしょうか？ ③また、下記事業についても補助金参入は可能でしょうか？ ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1施設 3,200万円 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1施設 567万円	①本事業においては、市有地での整備であるため、別紙7の要綱の別表第4附則2項に基づき、促進加算は対象外です。したがって、建築補助355万円＋多床室加算355万円×0.5＝多床室1床532.5万円となります。 ②お見込みとおりです。 ③本事業においては、別紙7の要綱の制定附則第4項の特例措置に基づき、特別養護老人ホーム及び短期入所が対象ですので、ご質問の補助金は対象外です。
4	提出書類ゾーニング	23	第2章	7	(1)	②	イ		提出書類ゾーニング図（任意）の作成にあたり、参考資料として、市で想定されている建物全体の面積や高さ、各層の構想等の建物検討資料がありましたら、可能な限り公開をお願い致します。 また、市施設部分についてのゾーニング図等を公開願います。	募集要項P20に記載の「具体的事例による試算」は、市が想定する民間施設・機能部分面積の事例のひとつになりうるものです。試算では、市施設・機能専有面積は3,000㎡を想定していますので、市施設・機能部分面積は、試算と同様の計算式により求めることができます。 施設全体の具体的な計画は、別途選定する整備事業者に提案を求める事項であることから、設置運営法人募集受付までの間に、今以上の建物検討資料を公表する予定はなく、市施設・機能部分のゾーニング図についても、同様の理由により公表する予定はありません。 なお、市施設・機能において求める諸室の名称や室数等を示した諸室諸元表（案）は、川崎市福祉センター跡地活用施設整備事業要求水準書（案）の別紙11として、市ホームページで3月末までに公表する予定です。 いずれにしても、応募の際に提案されるプランによって建物全体の規模等が異なり、また、できる限りコンパクトな建物にすることが好ましいため、参考事例の試算にかかわらず、効率的・効果的なご提案をお願いします。
5	国税の納税証明書	25	第2章	7	(1)	⑤			国税の納税証明書は直近2年度分の提出が必要でしょうか？ また、納税証明書関係の「申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分」は、申し込みが4月なので平成26年度、平成27年度分が必要という解釈でよろしいでしょうか？	『その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納のない証明書』を送付してください。国税を納めている場合は、直近2年度分を送付してください。 なお、直近2年の考え方は、お見込みのとおりです。
6	財産目録（様式19）	26	第2章	7	(1)	⑤	オ	様式19	貸借対照表上の現金預金・固定資産・借入金以外の事業未収金・職員預り金・国庫補助金等特別積立金などはどこに記入させていただいたらいいでしょうか。「8. その他の動産」に記入するのでもいいでしょうか？ 10・11の定期的な収入・支出は社会福祉法人であれば、何を記入すればいいのでしょうか。定期的な収入であれば、国保連からの介護給付費などを記入するのでしょうか？その場合は具体的に何を提出資料として添付するのをお指示願います。	様式19の財産目録につきましては、原則として省略できることとし、提出の必要がある場合には、当該法人に対し、本市から別途連絡いたします。
7	確定申告書	26	第2章	7	(1)	⑤	カ		何年度分の書類を送付させていただいたらよろしいでしょうか？	確定申告書につきましては、原則として省略できることとし、提出の必要がある場合には、当該法人に対し、本市から別途連絡いたします。
8	応募資格	15	第2章	3		①			応募資格に「本募集に対し、複数の応募はできない」とありますが、複数法人で構成した共同事業体、または①のいずれかを満たした一法人が「民間施設・機能」に一括して応募しか受け付けない、ということでしょうか？	①一社会福祉法人が単独の場合は、当該法人が特別養護老人ホーム又は障害者入所施設いずれか一方の運営実績を有し、「民間施設・機能」を一括して設置運営する応募である必要があります。 ②共同事業体の場合は、共同事業体を構成する全ての社会福祉法人が、特別養護老人ホーム又は障害者入所施設いずれか一方の運営実績を有し、共同事業体が「民間施設・機能」を一括して設置運営する応募である必要があります。 ③①及び②の場合のほか、一社会福祉法人が本募集に複数（2口以上）の応募に関することはできません。
9	国庫補助金	21	第2章	6	(2)	①			本募集にあたり、社会福祉施設整備等国庫補助金の申請は可能か。 ①施設整備にあたり、国庫補助金の申請を行う場合が多いが、本募集にあたり、特別養護老人ホームの整備に関しては事業規模から自己資金分が大きいと試算されることになり、国庫補助金の申請を行うことは可能か？ ②国庫補助金の申請が可能である場合においても採択となるかどうかは、確定できないため、本募集にあたっては自己資金（借入れ金含む）として申請することになるのか？	社会福祉施設等施設整備費の国庫補助については、第十三次改正（平成27年8月25日付け厚生労働省発社援0825第13号）により、同補助金の交付要綱に基づき申請が可能ですが、特別養護老人ホームを創設すること（新たに施設を整備すること）については対象になっておりません。 なお、障害者支援施設については対象になっておりますが、同要綱に規定による間接補助になりますので、国庫補助金の手続きは基本的に本市が行うこととなります。 いずれにいたしましても本事業に係る補助金等につきましては、委託料等も含めて募集要項のP21～P23に記載のとおりです。ただし、本事業について貴法人を所管する自治体等が独自に補助を行うなど、募集要項に示しているもの以外の補助等の財源が見込まれる場合には、本募集にあたり事業計画や収支予算上、計上していただくことになります。（交付されることが未確定場合は交付されない場合の財源確保についてお示しください。）